



ング及び分析によるPFOS又はその塩の排出量の把握が技術上困難な場合は、PFOS等の使用量等を用いて排出量を推定することができるとする。

2 PFOS等取扱事業者は、PFOS等移替え等を行うときにおいて、PFOS等を排出する場合は、前項に規定するサンプリング及び分析の結果を踏まえて、PFOS等の排出量の削減に係る措置を講ずるよう努めなければならない。

3 PFOS等取扱事業者は、第一項のサンプリング及び分析等を行ったときは、その結果を記載した帳簿を作成しなければならない。

4 前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

第十條 PFOS等取扱事業者（許可製造業者及び届出使用者を除く。）は、事業所ごとに、PFOS等の保管数量又はPFOS等移替え等に係る数量を記載した帳簿を作成しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

第十一條 PFOS等取扱事業者は、PFOS等を保管し、又はPFOS等移替え等を行う事業所ごとに、当該作業の管理について知識を有する者のうちから管理責任者を選任し、その者に次の各号に掲げる業務を管理させなければならない。

- 一 PFOS等及び汚染物の保管又は保管場所等の表示に関する事。
- 二 PFOS等の運送に関する事。
- 三 PFOS等移替え等に関する事。
- 四 PFOS等を使用する機器等に係る措置に関する事。
- 五 PFOS等を取り扱うに当たって使用する容器又は機器等の点検に関する事。
- 六 PFOS等を取り扱うに当たつての漏出処理措置に関する事。
- 七 PFOS等の排出量の把握等に関する事。
- 八 PFOS等の帳簿の記録及び保存に関する事。

第三章 業務用写真フィルム

（現像作業に係る措置）

第十二條 業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業を行うときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 使用済みの現像液及び定着液を回収すること。
- 二 現像液又は定着液が飛散又は流出した場合に備えて、布等を準備すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、現像作業を行うに当たつて必要と認められる措置を講ずること。

第十三條 業務用写真フィルム取扱事業者は、業務用写真フィルムを現像する機器等について次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 業務用写真フィルムの現像を行う機器を設置する床面については、PFOS又はその塩の地下浸透を防止するため、コンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。
- 二 業務用写真フィルムを現像する機器からの配管等については、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置等を講ずること。
- 三 PFOS又はその塩を含む廃水については、地下浸透を防止できる材質の排水管又は排水路を使用すること。

第十四條 業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業に係る汚染物を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

- 一 関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。
- 二 現像作業に係る汚染物が漏れ、こぼれる等のおそれがない密閉式の構造の堅固な容器であつて、浸透しにくい材料を用いて製作されたものに収めること。
- 三 雨水等によるPFOS又はその塩を含む廃液の流出を防止するため、現像作業に係る汚染物を保管する容器は屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。

第十五條 業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業に係る汚染物を保管するときは、汚染物を保管している容器の見やすい箇所に、当該容器に汚染物を保管している旨を表示しなければならない。

（現像に係る業務用写真フィルムの数量）

第十六條 業務用写真フィルム取扱事業者（届出使用者を除く。）は、事業所ごとに、業務用写真フィルムの現像を行った数量を把握するよう努めなければならない。

（現像作業に係る機器等の点検）

第十七條 業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業に係る機器等について次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。

- 一 機器又は配管等からPFOS又はその塩を含む廃液が漏出していないこと。
- 二 機器又は配管等に損傷又は腐食が生じていないこと。
- 三 床面等にひび割れがないこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、PFOS又はその塩を含む廃液を取り扱うに当たつて現像作業に係る機器等に異常が認められないこと。

2 業務用写真フィルム取扱事業者は、前項に規定する点検の結果において異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

3 業務用写真フィルム取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

第十八條 業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業を行う場合において、PFOS又はその塩を含む廃液が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。
- 二 漏出したPFOS又はその塩を含む廃液について回収するよう努めること。
- 三 回収したPFOS又はその塩を含む廃液又はその廃液をふき取つた布等を、密閉できる容器に入れて保管すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、漏出したPFOS又はその塩を含む廃液を取り扱うに当たつて必要と認められる措置を講ずること。

附則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三十一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。